

平成27年度

# 「落合中学校 生徒心得」

私たちはたくさんの人の中で生きています。言いかえれば、私たちは集団の中で生きているのです。

私たちの所属するどんな集団にもルールやマナーがあります。中学校を卒業し、上級学校へ進学すれば、進学した学校が定めたルール（校則）があります。卒業後に就職をする場合でも、それぞれの就職先が定めた会社の決まりがあると思います。また、地域生活を送る上では、周辺に住んでいる人たちに迷惑をかけないようなマナーがあります。

では、なぜルールやマナーがあるのでしょうか。一人一人はそれぞれ、やりたいことや考えが違います。それぞれが自分のやりたいようにすれば、それは自分勝手な行動となり、集団はまとまりがなくなってしまうのです。だから、ルールというものを決めて、それに合うよう行動する必要があります。

学校は小さな社会です。実際の社会で生きていくために必要なことを学ぶ場です。落合中学校では、「社会で許されないことは、学校でも許されない」という立場を貫きます。

集団の中でルールやマナーを守って生活していく上で大切なのは、「わがままな気持ちに負けない心」です。「わがままな気持ちに負けない心」を身につけて、他人から認められ、豊かな人生を送ってもらえるように中学校にもルールやマナーがあり、それを守ることで、心が鍛えられるはずです。

また、私たちはルールに守られているという見方もできます。たとえば、交通ルールを守ることで私たちは交通事故から守られています。ルールを守ることが私たち自身を守ることだということはなかなか意識できていない人が多いようです。

落合中学校では、このような観点から『落合中学校 生徒心得』を作成し、この心得に則って生徒指導を行います。



広島市立落合中学校

## 【学校生活に関する規定】

### 1 登下校

- (1) 始業5分前までに教室に入室しておきましょう。また、別に定める一般下校、部の下校時刻を守りましょう。  
一般生徒下校・・・暮会後30分以内には完全下校すること  
完全下校時刻・・・A 18:00 完全下校  
B 17:30 完全下校  
C 17:00 完全下校  
(A～Cの期間については日没時刻を考慮して別に定める)
- (2) 自転車通学は禁止しています。通学は徒歩になります。
- (3) 登下校中、寄り道や買い食いをしてはいけません。また、定時に帰宅する習慣をつけましょう。
- (4) 登校後は、無断で校外に出てはいけません。
- (5) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引きのときは、必ず学級担任に届けてください。(直接保護者の方から連絡をしてもらう。電話連絡は8:20までをお願いします。事前にわかっている場合は、生徒手帳の届け出欄を用いてもよい)。  
遅刻した場合は、職員室で『遅刻届』を書いて教室に入ります。

### 2 学習

- (1) 学習は中学生活の中心です。毎日の授業を大切にしましょう。
- (2) おちついた教室環境を作りましょう(机をそろえる、ゴミを拾う、身だしなみを整えるなど)。
- (3) チャイムで授業を開始しましょう(10分間の授業準備時間内に授業の準備を終える、教室移動は速やかに行う、係の人は先生と連絡を早めにする)。また、授業に遅れたら、必ずその理由をはっきりと担当の先生まで届けましょう。
- (4) 授業開始と終わりのあいさつを大切にしましょう。
- (5) 意欲的にとりくみ、学力を伸ばし、自分や友達のいい面を見つけましょう。
- (6) 小学校で身につけた『学びのルール』を大切にしましょう。

### 3 礼儀と行動

- (1) 礼儀は人格と敬愛のあらわれです。落合中学校の生徒としての品位をもって、真心のこもった気持ちのいいあいさつをするように心がけましょう。また、言葉遣いに気をつけましょう。
- (2) 校内で来訪者にあつたときは、あいさつをしましょう。
- (3) 校舎内で走り回ったり騒音をたてたりすることがないようにしましょう。
- (4) 校長室、保健室、職員室、事務室に入るときは、必ずノックして許可を受けてから入りましょう。
- (5) 無断で授業以外に特別教室や他の学級、他学年の階に入ってはいけません。
- (6) 学校の物品を借りたいときは、必ず先生に許可を得てください。

- (7) 生徒間での物の交換や、金銭の貸し借りをしてはいけません。
- (8) 校内利用ルールを守りましょう（安全のため、遊び禁止・立入禁止になっているところがあります）。また、危険な行為を絶対にしてはいけません。
- (9) 上記のほかにも、給食や掃除、保健室利用の仕方など学校生活上必要なルールが別に定められているので、ルールに従い、責任ある行動をとりましょう。



#### 4 所持品

- (1) 生徒手帳は、常に身につけておきましょう。
- (2) 所持品には、はっきりと名前を書きましょう。
- (3) 他人のものは無断で使用しないようにしましょう。
- (4) 不用なお金、貴重品は持参しないようにしましょう。  
(お金を持参した場合は担任の先生に預かってもらいましょう。)
- (5) 学習に必要なもの以外は、持参しないようにしましょう。
- (6) 荷物はロッカーで管理しましょう。  
(学校においてよい荷物は指示があります。)
- (7) 携帯電話の持参・使用は禁止しています。  
(※細かい規定は以下の通りです。)
  - ・原則として持ち込み禁止（登下校も同等の扱い）。
  - ・許可願について
    - ※保護者の申告により、やむを得ない理由と判断すれば、許可願を提出してもらおう。  
(考えられる理由) ・生徒の生命にかかわる内容  
・家庭の事情

#### 5 身だしなみ

- (1) 落合中学校の生徒として誇りをもって、いつも清潔感のある身だしなみで過ごしましょう。
- (2) 服装・頭髪等の身だしなみは別に定める規定に従いましょう。
- (3) 特別な服装ををするときは、先生に届けて許可を受けましょう。

#### 6 校内美化

- (1) 私たちの学校は、私たちの手で美しくしましょう。
- (2) 校舎内および土足禁止のところは、土足で上がらないようにしましょう。
- (3) 校舎、校具を汚したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- (4) 校内の清掃はみんなで協力しあって、まじめにしましょう。
- (5) 下校の際は、机の整とんをし、戸締まりをして帰りましょう。
- (6) 花だんのまわりで遊ばないようにしましょう。

## 【校外での生活に関すること】

### 1 外出

- (1) 外出の際は、行き先、目的、同行者、帰宅時間などをはっきり保護者に言って許可を得て出ましょう。
- (2) 危険防止のため次のことがらは、保護者（保護者に変わる責任者）同伴で行ってください。  
ナイター、映画鑑賞、コンサート、カラオケ、ゲームセンター、ボウリング、喫茶店、飲食店、キャンプ、サイクリング、登山、花火等危険と思われること、夜間の外出・外泊
- (3) 夜間の外出・外泊はしないこと。  
（保護者同伴以外では日没後外出しない）。

### 2 交通事故防止について

- (1) 交通ルールとマナーを守りましょう。道路への飛び出し、車の直前直後の横断、車道の歩行など危険な行動はしてはいけません。
- (2) 自転車に乗るときは、特に気をつけましょう  
（二人乗りをしないなど）。
- (3) バイクの無免許運転は絶対にしてはいけません。

### 3 その他

- (1) 下記の場合は学校に届けてください。  
アルバイト、緊急時など  
※アルバイトは原則として禁止しています。
- (2) 違法行為（喫煙、飲酒、シンナー、万引きなど）は絶対にしないこと。
- (3) 携帯電話を使用する場合は、家庭でルールを決めて、正しく使用しましょう。

## 【みだしなみに関する規定】

落合中学校では次のように定めます。きちんとした容姿で節度ある毎日を送るように心がけましょう。

### 1 男子服装

- (1) 冬服…本校規定のもの。ブレザー、スラックス、長袖ポロシャツ、ベスト
- (2) 夏服…本校規定のもの。半袖ポロシャツ、スラックス
- (3) 流行を追わない身だしなみとします。



### 2 女子服装

- (1) 冬服…本校規定のもの。ブレザー、スカート  
（スカート丈は膝にかかる程度）  
長袖ポロシャツ、ベスト
- (2) 夏服…本校規定のもの。半袖ポロシャツ、スカート  
（スカート丈は膝にかかる程度）
- (3) 流行を追わない身だしなみとします。

### 3 靴、靴下

- (1) 靴は、男女とも普通の白のひも靴（ひもも白）で、運動に適するもの。ハイカットのシューズやいちじるしく変形したものは禁止です。（授業、体育祭、受験等に使えるもの）
- (2) 靴下は男女とも白のもの。ワンポイントの入っているものは可。
- (3) 流行を追わない。（ルーズソックス、くるぶしソックスなど）
- (4) 上靴は本校規定のもの。（学年でラインの色が違います）

### 4 衣替えについて

衣替えは6月、10月とします。ただし、調整期間を設け、その期間内に準備をします。（気候によっては時期がずれる場合がある）

- (1) 調整期間 約1週間～2週間
- (2) 調整期間の服装

男女とも冬服、夏服のどちらでもよい。また、冬服の場合、上着・ベストは着用しなくてもよく、学校指定のポロシャツは、長袖・半袖どちらでもよい。ただし、名札は所定の位置にきちんとつけておきましょう。

### 5 頭髪のきまり

- (1) 男女とも中学生らしい髪型にします。
- (2) 男子

- ① 前髪は自然の状態で目にかからないようにします。  
（髪が伸びた状態の時）
- ② 襟あしは上着のえりにつかないようにします。  
（髪が伸びた状態の時）
- ③ 横は耳がかくれるほど長くしません。
- ④ パーマ、脱色、染めるのは禁止です。
- ⑤ 額の剃り込み、及び眉毛を剃るのは禁止です。
- ⑥ 左右非対称カット・一部を極端に伸ばすか切る・不自然に立てる他不自然なカット等、極端に流行を追った髪型や不自然な髪型にしません。
- ⑦ 化粧したり、整髪料をつけたりしません。

### (3) 女子

- ① 前髪は自然の状態で目にかからないようにします。
- ② 後ろ髪は、襟の下の線より長くなったら結びます。その場合は黒・紺・茶・青のゴムを用い、リボン、ヘアバンドなどは禁止です。
- ③ ピンでとめる場合は、かざりのついていないもので、黒・紺・茶・青のものとしします。  
プラスチックのものなどはしてはいけません。
- ④ その他、男子の④～⑦に準ずる。



### 6 その他

- (1) ズボンのベルトは、飾りをつけないもので、黒・茶・紺色のものを着用します。

- (2) 名札は次のようにします。
  - ① つける位置  
男・女とも左胸の位置につけます。
  - ② 名札は学校規定のものを購入します。
- (3) 防寒用としてセーターを着用する場合
  - ① V首の無地のセーターか、カーディガンをポロシャツのえりが見えるように着用します。
  - ② 色は、黒・紺・茶・グレー・白の5色とします。
  - ③ 規準服からすそが長くはみ出すものは避けます。
  - ④ 上着を脱いで、セーターやカーディガンで活動しない。暑い場合は、セーターやカーディガンを脱いで、上着を着ます。
- (4) ポロシャツの下に着る下着・Tシャツ等は白のものを着用します。
- (5) 冬期は、マフラー・手袋を使用してもよいが、校舎内では使用しません。
- (6) ジャンパー、コート類は禁止です。  
(トレーナーやパーカー類も認めていません。)
- (7) ピアス等不要な飾りなどは身につけません。
- (8) みだしなみ規定に違反があった場合、特別な指導を行います。

### 【保健室利用について】

- (1) 緊急の場合を除いて、休憩時間に利用します。
- (2) 保健室を利用するときには、「保健室利用願い」を持参します。ただし、放課後に限り「保健室利用願い」なしで利用することができません。
- (3) 「保健室利用願い」
 

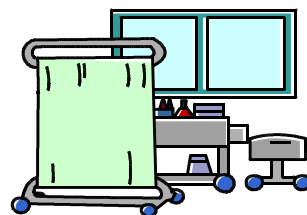
休憩時間に利用する場合…次の授業担任が  
記入します。

授業中…授業担任が記入します。
- (4) 放課後は「健康相談」「悩み相談」の場として保健室を利用します。
- (5) 調子が悪くて授業が受けられないと養護教諭が判断した場合
 

※原則として1日のうち1時間だけ保健室で休養することができます。

※1時間休養しても回復しないときには、家庭連絡のうえ早退します。

※症状がひどい場合や家庭連絡のとれない場合はこの限りではありません。
- (6) 保健室は学校で具合が悪くなったり、外傷をした生徒が処置を受けるための部屋なので、静かに利用します。
- (7) 緊急を要する場合は上記(1)～(3)の限りではありません。
- (8) 保健室利用ルールを守らない生徒は退出しなくてはなりません。



## 【特別な指導（別室振り返り指導）について】

教育上必要な反省指導については、保護者の協力のもと次のような指導を行います。

- (1) 説論
- (2) 授業反省指導（通常の学校生活の中でおこなう）
- (3) 奉仕活動
- (4) 特別な指導（別室振り返り指導）
- (5) その他特別に必要なと思われる指導

特別な指導（別室振り返り指導）に関して

### 1 目的について

- (1) 「何がいけなかったのか」等を考え、同じ失敗を繰り返さないように自らの行動を振り返り、自省する機会とします。
- (2) 「今後がんばること」等を考え、よりよい学校生活を送ることができるような展望を持つ機会とします。
- (3) 生徒と先生の間関係づくりを重視するとともに、学校と家庭が連携し、以後の生活に活かします。
- (4) 「社会で許されないことは、学校でも許されない」との規範意識のもとで、謝罪が必要な場合等はこの時に行うことにより、責任の取り方を学びます。
- (5) 問題行動は生活の乱れが表面に現れた現象であるという認識に立ち、問題行動だけの指導に終わらず、生活全般を立て直すことを目指します。

### 2 以下のような行為や行動に関しては、特別な指導（別室振り返り指導）を行う対象とします。

- ① 飲酒・喫煙（同席・準備行為（所持）を含む）
- ② 暴力行為（生徒間暴力・対教師暴力）
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引
- ⑤ 薬物等乱用
- ⑥ いじめ
- ⑦ カンニング
- ⑧ 授業エスケープ
- ⑨ 授業妨害
- ⑩ 異装（頭髪の違反を含む）等で指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑪ その他、法令・法規に違反する行為や学校が教育上指導を必要とすると判断した行為



### 3 特別な指導（別室振り返り指導）の方法

- (1) 場所について  
別室とし、期間内は、冷静に落ち着いて自省するために他の生徒との交流も避けます。
- (2) 期間・時間について  
期間・時間は問題行動の程度や常習性、本人の状況等を考慮し、協議の上決定します。（原則3日以内とします。）

### (3) 指導内容について

- ① 身だしなみを整える、時間を守る等の基本的な生活規律や学力の補充による学習の基礎・基本を徹底し、生徒自身でどうすればよいかを考え、実行し、継続できる内容を盛り込みます。
- ② 最初の時間に必ず、『振り返りシート』をもとに先生とともに自らの問題行動を振り返ります。
- ③ 保護者にも『振り返りシート』への記述を求め、学校と家庭で協力・連携し、指導を行います。

### 4 事後の指導について

- ① 特別な指導を行った後も1週間程度、『行動記録シート』、『自立日誌』を活用し、学校生活がきちんと送れるようにします。
- ② 指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入れる状態にあることが確認できるまでは、特別な指導を継続します。
- ③ 特別な指導の最終日には保護者に来校していただき、今後の約束を行い、学校長との面接により終了を判断します。
- ④ 事後の生活に反省が見られない場合は、協議を行い、特別な指導にもどります。

### 5 その他

- ① 期間中の部活動の参加は禁止します。(部活動の公式大会への参加等は協議により決定します。)
- ② 期間中にある定期テスト等は別室で受験します。
- ③ 期間中にある学校行事への参加は協議により決定します。
- ④ 必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングを勧める場合もあります。
- ⑤ 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、問題行動を繰り返す場合は、警察・児童相談所などの諸機関と連携をとります。

**学びから逃げない!**

